

**児童発達支援センター こぐま園**  
**保育所等訪問支援事業 重要事項説明書**

あなたに対する利用サービス提供開始にあたり、厚生労働省令第 178 号第 68 条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

**1 事業者の概要**

事業者の名称	京都市
所在地	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
事業種別	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）
代表者名	京都市長 門川 大作
電話番号	075-222-3111（代表）

**2 事業の目的と運営方針**

事業指定	指定保育所等訪問支援 （児童発達支援センター）	指定年月日：平成 27 年 4 月 1 日指定 事業者番号：2650200013
事業の目的	発達に遅れや弱さを持つ子どもとその保護者を対象に、適切な保育所等訪問支援サービスの提供を行うことを目的とする。	
施設の名称	こぐま園	
施設長氏名	園長 中塚 雅子	
施設所在地	京都市上京区竹屋町通千本東入主税町 910-25	
電話番号 ファックス番号	075-803-1120 075-803-1121	
施設運営の方針	一人ひとりの子どもと保護者の人権を尊重し、子どもの状態や課題を保護者と確認し、個々の状況や発達課題、個性、能力等を大切にしながら支援を行う。なお訪問先の範囲は、保育所、幼稚園、認定こども園（京都市昼間里親）、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として京都市が認めたものとする。	
主たる対象とする障害の種類	発達の遅れやその疑い	
開設年月	昭和 57 年 1 月 16 日	

**3 事業実施区域及びサービス提供時間**

- (1) 事業実施区域 京都市全域
- (2) サービス提供日及びサービス提供時間

サービス提供日及び営業時間、サービス提供時間	月曜日から金曜日（休業日：土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始） 営業時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 サービス提供時間：午前 9 時 30 分から午後 4 時の支援が有効な時間
------------------------	--

#### 4 対象児童

- (1) 発達について療育支援が必要な児童
- (2) 発達の制約や発達特徴により療育支援が必要な児童

#### 5 設備の概要

職員室，相談室

#### 6 職員体制及び勤務体制

職 種	員 数	勤務時間
園長	1 人	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
児童発達支援管理責任者	1 人	
訪問支援員	1 人	

#### 7 当施設が提供する訪問支援

保 育 所 等 訪 問 支 援	保育所等訪問支援計画書	<ul style="list-style-type: none"><li>・『保育所等訪問支援計画』を作成し，訪問支援を行う。</li><li>・『保育所等訪問支援計画』は，京都市が決定した「支給量」（受給者証に記載）と保護者の意向と対象児童の心身の状況を踏まえて，具体的な支援内容を記載する。</li><li>・『保育所等訪問支援計画』は，保護者に事前説明を行い，同意をいただくとともに，申し出により，いつでも見直しすることができる。</li></ul>
	訪問支援内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・集団生活への適応のための専門的な支援</li><li>・施設職員への支援方法等の助言，相談，情報共有</li></ul>

#### ※その他

利用者に関するサービス記録の保管	契約の終了後契約書に定める期間保管します。
利用者に関するサービス記録の閲覧期間	開園日の開園時間内。
利用者に関するサービス記録の複写物の交付	上記の期間に，随時対応します。

#### 8 利用料

「幼児教育・保育の無償化」により，令和元年10月1日以降の利用分に関し，3歳児から5歳児の利用者負担は無償となりました。3歳児未満の利用者にお支払いいただく利用料は次のとおりです。

##### (1) 利用者負担額について

- ・ 保育所等訪問支援給付費  $988 \text{ 単位} \times 10.62 = 10,492 \text{ 円}$
- ・ 訪問支援員特別加算  $679 \text{ 単位} \times 10.62 = 7,210 \text{ 円}$
- ・ 初回加算 児童発達支援管理責任者が初回又は初回に属する月に保育所等に訪問し事前調整やアセスメントを行った場合 200 単位
- ・ 家庭連携加算 家庭を訪問し児童，ご家族等に相談支援を行った場合  
1 時間未満：187 単位      1 時間以上：280 単位

\* 利用者負担額は，国が定める給付金の1割です。利用者負担額には世帯の収入等の区分により，月額負担上限が設けられています。

##### (2) 利用の中止，変更

- ・ 保育所等訪問支援計画書で定めた支援の利用を中止または変更する事ができます。この場合は，事前に申し出て下さい。
- ・ 保護者が希望する日および時間に支援の提供ができない場合は，保護者，訪問先施設と相談の上，調整します。

## 9 苦情等申立先

当施設利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情解決責任者 こぐま園園長</li> <li>・受付担当者 こぐま園児童発達支援管理責任者</li> <li>・利用期間 8：30～17：15 (日曜・土曜，祝日，年末年始を除く)</li> <li>・電話番号 075-803-1120</li> <li>・ファックス 075-803-1121</li> </ul>
第三者委員	<p>山根 邦夫（社会福祉法人 京都社会福祉協会事務局長）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話番号 075-746-4550（京都社会福祉協会）</li> <li>・ファックス 075-746-4805（京都社会福祉協会）</li> </ul> <p>兒玉 貴志（京都市育成の会事務局長）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話番号 075-693-3300（京都市育成の会）</li> <li>・ファックス 075-693-3400（京都市育成の会）</li> </ul> <p>※直接第三者委員に申し出ることできます。</p>
上記において苦情解決ができない場合	<p>京都府社会福祉協議会福祉サービス運営適正委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375 京都府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）内</li> <li>・電話番号 075-252-2152</li> <li>・ファックス 075-212-2450</li> </ul> <p>京都市子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地 京都市中京区烏丸御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階</li> <li>・電話番号 075-746-7625</li> <li>・ファックス 075-251-1133</li> </ul>

### 10 事故発生時の対応と損害賠償

- (1) サービスの提供中に事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族や関係機関等に連絡を行い、必要な措置を講じます。
- (2) サービスの提供中に、当事業者の責任と認められる事由によりご利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償するものとします。
- (3) 協力医療機関

医療機関の名称	京都市児童福祉センター診療所
管理者	市川 澄子
所在地	京都市上京区竹屋町通千本東入主税町 910-25
電話番号	075-801-2177
診療部門	小児科・眼科・耳鼻咽喉科・整形外科・児童精神科

#### (4) 非常災害時の対策

- ・非常災害に備えるため、予め消防計画等の対策を立て対応します。非常災害時は人命救助を最優先します。

### 11 個人情報保護について

- ◇ 当園が得た個人情報に関しては、保護者の同意なく他者に提供することはありません。

## 1 2 支援開始年月日

年 月 日より支援提供を開始します。(契約期間:療育施設通所決定まで)

私は、本書面に基づいて施設より重要事項の説明を受け、保育所等訪問支援に係る指定通所支援事業提供開始に同意しました。

年 月 日

保護者住所 〒

氏 名

㊞

保育所等訪問支援に係る指定通所支援事業の提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

説明者氏名

㊞

住 所 〒602-8155

京都市上京区竹屋町通千本東入主税町 910-25

名 称 児童発達支援センター こぐま園

園 長 中塚 雅子 ㊞